

## 令和7年度長崎県認知症介護実践者等研修事業指定研修実施法人募集要項

### 1 趣旨

長崎県では、厚生労働省が定める「認知症介護実践者等養成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、認知症介護実践者等研修事業の実施に関する事務を適正に実施する能力があると認める法人（以下「研修実施法人」という。）を指定するために、その募集を行うものである。

### 2 募集の概要

#### （1）研修の目的

認知症介護実践者等研修事業は、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対するサービスの質の向上・充実を図ることを目的とする。

#### （2）業務内容

認知症介護実践者等研修は、「認知症介護基礎研修（以下「基礎研修」という。）」と「認知症介護実践者研修（以下「実践者研修」という。）」及び「認知症介護実践リーダー研修（以下「実践リーダー研修」という。）」とする。

##### 1）基礎研修

###### 目的

本研修は、認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とする。

###### 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下、「介護保険施設・事業所等」という。）において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

###### 研修内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を、e-ラーニング及び講義・演習形式で実施する。標準的な研修カリキュラムについては（別紙）の（1）- 1及び（1）- 2のとおりとする。

###### 実施期間・回数

- ・eラーニング：年度内10か月以上
- ・集合型：年度内2回以上（令和9年度については、県と協議するものとする。）

###### 募集定員

- ・eラーニング：定員は設けない。
- ・集合型：60人程度/回（令和9年度については、県と協議するものとする。）

###### 留意事項

- ・eラーニングについては、認知症介護研究・研修仙台センター（以下「仙台センター」という。）が管理するeラーニングシステムを使用して、研修実施法人が

主に運用を行い実施すること。

- ・研修実施法人は、長崎県認知症介護指導者ネットワーク（以下、「指導者ネットワーク」という。）と連携し、県等がこれまで養成した認知症介護指導者等の協力を得て、研修を実施すること。

## 2) 実践者研修

### 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する実践的な研修を実施することにより、認知症介護の理念、知識及び技術を習得させ、認知症介護技術の向上を図る。

### 研修対象者

介護保険施設・事業所等に従事する職員等であって、原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であり、概ね実務経験2年程度の者とする。

### 研修内容

研修は講義・演習形式及び実習形式で行うこととし、標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、（別紙）の（2）のとおりとする。

### 実施回数

年度内4回以上（令和9年度については、県と協議するものとする。）

### 募集定員

60人程度/回（令和9年度については、県と協議するものとする。）

### 留意事項

ア 研修実施法人は、指導者ネットワークと連携し、県等がこれまで養成した認知症介護指導者等の協力を得て、研修を実施すること。

イ 以下の者については、地域密着型サービス事業所の指定基準において、本研修の受講が義務付けられていることから、受講申込の際に、各市町の長から推薦を受けた者については、特段の配慮を行うこと。

- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所の管理者及び計画作成担当者
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び計画作成担当者
- ・ 複合型サービス事業所の管理者及び計画作成担当者
- ・ 認知症対応型通所介護事業所の管理者

## 3) 実践リーダー研修

### 目的

実践者研修で得られた基本的知識をさらに深め、施設及び事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成する。

### 研修対象者

ア 介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、介護保険施設（介護保険法（以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着

型介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。

イ 本研修修了後、県が実施する認知症関係各種研修や2の(2)2)研修の講師等のスタッフとして参加し、かつ、当該研修における外部実習施設として研修生を受け入れることができる施設の職員。

#### 研修内容

研修は講義・演習形式及び実習形式で行うこととし、標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、(別紙)の(3)のとおりとする。

#### 実施回数

年度内1回以上(令和9年度については、県と協議するものとする。)

#### 募集定員

80人程度/回(令和9年度については、県と協議するものとする。)

#### 留意事項

ア 研修実施法人は、指導者ネットワークと連携し、県等がこれまで養成した認知症介護指導者の協力を得て、研修を実施すること。

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業所を短期利用させるための要件として、本研修の受講が義務付けられていることから、受講申込の際に、各市町の長から推薦を受けた者については、特段の配慮を行うこと。

#### 4) 研修実施法人における業務内容

##### 研修カリキュラム作成

eラーニング実施に係る仙台センターとの調整(介護保険施設・事業所等の登録作業含む)

講師(認知症介護指導者等)の選定及び依頼通知、報償費及び旅費の支払い

##### 研修日程の調整

##### 会場の選定

##### 開催の周知

##### 受講者の決定

##### 講師への資料作成等の依頼

##### 研修資料等作成配布

##### 研修の実施

##### 修了証明書の交付

##### 受講決定者名簿・受講修了者名簿の作成

県への報告( の名簿及び研修事業計画書並びに研修事業報告書の作成)

(注1) 研修の開催に関する周知は、県内の全ての介護保険施設及び事業所(地域密着型サービス事業を含む)に行い、郵送による通知やホームページ等、効

果的な方法で行うものとする。

(注2) その他、研修事業等の実施にあたって必要な事項について、県と協議の上でこれを行うものとする。

(3) 指定数

1 法人とする。

(4) 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(5) 指定の取消等について

指定の取消

県は、研修実施法人が研修を適正に実施することができない等、研修実施法人として適当でないとする場合は、指定を取り消すことができる。

指定取り消し後の対応

指定の取り消しによって、県及び研修受講者に損害が生じた場合は、研修実施法人が賠償するものとする。

指定の取り消しを受けた研修実施法人は、新たに研修実施法人の指定を受けるとして、円滑かつ支障なく研修が遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(6) 業務内容に関する留意事項

個人情報保護

研修実施法人においては、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適正な監督を行わなければならない。

当該職員が退職後であっても同様とする。

指定期間終了時の引継業務

研修実施法人は、指定期間終了後において、新たに研修実施法人の指定を受けるとして事務を引き継ぐ必要がある場合は、引継後においても円滑かつ支障なく研修業務が遂行できるよう、配慮するものとする。

カリキュラム改定への対応

本研修は法定研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)におけるカリキュラム改定(研修内容や講義・演習時間、受講方法(オンライン・集合等)等)が行われる場合があるが、研修実施法人はカリキュラム改定を反映した研修を実施するものとする。

### 3 経理に関する事項

(1) 本事業は、研修実施法人が研修受講者の属する法人から受講料を徴収して実施するものであり、県は一切の経済上の支援は行わない。

(2) 研修実施法人は、本事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿、証拠書類を整備しなければならない。

#### 4 応募に関する事項

##### (1) 応募資格

応募者は、次の要件を全て満たす法人とする。

長崎県内に本社を有する法人、又は長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している法人であること。

研修実施法人を運営するために必要な経済的基礎があり、かつ研修実施法人運営事業の経理状況が明確にできる等、財務内容が適正であること。

研修受講者に対して中立性・公平性が確保できること。

この募集開始日の前日において、認知症介護指導者（認知症介護研究・研修センターが実施する「認知症介護指導者養成研修」を修了した者）が所属している法人であること。

##### (2) 提出書類について

応募者は、長崎県認知症介護実践者等研修実施法人指定要綱に定める申請書（様式1）及び添付書類を提出すること。

##### (3) 応募の手続き

応募書類の様式データは、長崎県ホームページからダウンロードすること。

応募書類の提出

ア 受付締切日 令和6年12月2日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 県庁行政棟1階福祉保健部長寿社会課（長崎市尾上町3番1号）

ウ 提出方法 上記イまで、持参又は郵送で提出すること。

エ 提出部数等 申請書及び関係書類2部（正本1部、副本1部）を提出すること。なお、提出書類は、日本工業規格A列4とすること。

オ その他 提出された書類等の返却は行わない。

#### 5 審査

##### (1) 審査方法

次の(2)に掲げる各審査項目について、有識者等の外部委員を含めて設置する選定委員会において総合的に判断し、最も適当と認めた法人を選定する。

##### (2) 審査項目

法人要件

- ・福祉事業などの業務実績があるか。
- ・県に代わって事業を実施可能な中立性・公平性等が確保される法人か。

事業運営

- ・事業運営に関し、基本方針を定め、研修を公平中立に実施できるものとなっているか。
- ・事業計画スケジュールなどは無理がないものか。
- ・認知症介護に係る研修の実績があるか。
- ・業務遂行に十分な職員体制となっているか。
- ・管理者の経歴等は医療、保健、福祉に精通しているか。
- ・安定した財務状況であるか。

## 事業実施内容

- ・講師確保の見込みがあるか（どのような講師を予定しているか）。
- ・会場は、受講者数に応じて確保できる見込みがあるか。また、受講者の負担を考慮し複数地域の会場が設けられているか。
- ・研修の開催案内等の周知方法は適切か。
- ・eラーニングへ対応できる人材が配置されているか。
- ・適正な支出を見込んでいるか。また、安定的に事業運営できる収支計画であるか。

## 苦情処理・リスクマネジメント

- ・相談・苦情に対する責任体制が明確になっているか。
- ・個人情報保護の方針が明確になっているか。
- ・介護保険法を含め、法令・規則等を順守する体制となっているか。
- ・必要に応じて感染症予防に配慮した研修実施ができるか。

### (3) 失格となる場合

募集要項に定める手続きを遵守しない場合。

応募書類に虚偽の記載をした場合。

その他審査結果に影響を与えるような不正な行為が認められた場合。

### (4) 審査結果

4(2)を提出した法人に通知する。

## 6 提出書類等に関する留意事項

(1) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

(2) 提出書類については、本要項に基づく選定以外の目的に使用しない。

(3) 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがある。

(4) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

(5) 厚生労働省の実施要綱の改正等により、申請書の内容を変更して実施する場合がある。

## 7 問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県 福祉保健部 長寿社会課 地域包括ケア推進班

電話 095-895-2434

FAX 095-895-2576

(別紙)

(1) - 1 認知症介護基礎研修 (eラーニング) 標準カリキュラム 自習、講義 3 時間 (180分)

科目	目的	内容	時間数	区分
認知症の人の理解と対応の基本	認知症の人を取り巻く現状、病状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識とそれらを踏まえた実際の対応方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人を取り巻く現状</li> <li>・具体的なケアを提供するときの判断基準となる考え方</li> <li>・認知症の人を理解するために必要な基礎的知識</li> <li>・認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実施上の留意点</li> </ul>	150分 程度	自学習 (eラーニング)

(1) - 2 認知症介護基礎研修 (集合型) 標準カリキュラム 講義・演習 6 時間 (360分)

科目	目的	内容	時間数	区分
(1) 認知症の人の理解と対応の基本	認知症の人を取り巻く現状、病状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人を取り巻く現状</li> <li>・具体的なケアを提供するときの判断基準となる考え方</li> <li>・認知症の人を理解するために必要な基礎的知識</li> <li>・認知症ケアの基礎的技術に関する知識</li> </ul>	180分	講義
(2) 認知症ケアの実践上の留意点	認知症ケアの実践を行うために必要な方法について、事例演習を通じて、背景や具体的な根拠を把握の上、ケアやコミュニケーションの内容を検討する。自事業所の状況や自身のこれまでのケアを振り返り、認知症の人への対応方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人との基本的なコミュニケーションの方法</li> <li>・不適切なケアの理解と回避方法</li> <li>・病態・症状等を理解したケアの選択</li> <li>・行動・心理症状 (BPSD) を理解したケアの選択と工夫</li> <li>・自事業所の状況や自身のこれまでのケアの振り返り</li> </ul>	180分	演習

(2) 認知症介護実践者研修 標準カリキュラム

講義・演習24時間(1,440分)

実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本				
(1) 認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援	認知症の人が望む生活を実現するため、認知症ケアの歴史的変遷や認知症ケアの理念、認知症の原因疾患、中核症状、行動・心理症状(BPSD)の発症要因、認知症ケアの倫理や原則、認知症の人の意思決定支援のあり方について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアの理念と我が国の認知症施策</li> <li>・認知症に関する基本的知識</li> <li>・認知症ケアの倫理</li> <li>・認知症の人の意思決定支援</li> <li>・自己課題の設定</li> </ul>	180分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習1	食事・入浴・排泄等の基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、認知症の人の有する能力に応じたケアとしての生活環境づくりやコミュニケーションを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援のためのケア</li> <li>・認知症の生活障害</li> <li>・認知症の人の生活環境づくり</li> <li>・中核症状の理解に基づくコミュニケーション</li> <li>・生活場面ごとの生活障害の理解とケア</li> </ul>	300分	講義・演習
(3) QOLを高める活動と評価の観点	認知症の人の心理的安定やQOL(生活・人生の質)向上を目指す活動に関する基本的知識、展開例、評価の観点と方法について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティビティの基礎的知識と展開</li> <li>・心理療法やアクティビティの評価方法</li> </ul>	60分	講義・演習
(4) 家族介護者の理解と支援方法	在宅で介護する家族支援を実践する上で、その家族の置かれている状況や心理、介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護者の理解</li> <li>・家族介護者の心理</li> <li>・家族介護者の支援方法</li> </ul>	90分	講義・演習
(5) 権利擁護の視点に基づく支援	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護の基本的知識</li> <li>・権利侵害行為としての高齢者虐待と身体拘束</li> <li>・権利擁護のための具体的な取組み</li> </ul>	90分	講義・演習



(6) 地域資源の理解とケアへの活用	関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けるための地域資源の開発の提案ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人にとっての地域資源と実践者の役割</li> <li>・ インフォーマルな地域資源活用</li> <li>・ フォーマルな地域資源活用</li> <li>・ 地域資源としての介護保険施設・事業所等</li> </ul>	120分	講義・演習
<b>2 認知症の人への具体的支援のためのアセスメントとケアの実践</b>				
(1) 学習成果の実践展開と共有	認知症介護実践者研修におけるこれまでの学習成果を踏まえ、自施設・事業所での自らの認知症ケアを実践することにより、研修で得た知識を実践において展開する際に生じる気づきや疑問・課題を明らかにする。それらの自分自身の認知症ケア実践の課題や取り組みの方向性を検討し、他の受講者と共有することにより、知識の活用に関する幅広い視点を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の本人の声を聴く(自施設・事業所における実践)</li> <li>・ 事例収集(自施設・事業所における実践)</li> <li>・ 中間課題の発表と共有</li> </ul>	60分	講義・演習
(2) 生活支援のためのケアの演習2(行動・心理症状)	認知症の行動・心理症状(BPSD)が生じている認知症の人に対して、行動の背景を理解した上で生活の質が高められるようチームで支援できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動・心理症状(BPSD)の基本的理解</li> <li>・ 行動・心理症状(BPSD)の発症要因とケアの検討(事例演習)</li> <li>・ 行動・心理症状(BPSD)の評価</li> <li>・ 生活の質の評価</li> </ul>	240分	講義・演習

(3) アセスメントとケアの実践の基本	認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状のアセスメントを行い、具体的なニーズを導くことができるようアセスメントの基本的視点を理解する。アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践計画の作成・立案・評価ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人のアセスメントの基礎的知識</li> <li>・観察の方法とポイント</li> <li>・アセスメントの実際（事例演習）</li> <li>・実践計画作成の基礎的知識</li> <li>・実践計画作成の展開（事例演習）</li> <li>・実践計画の評価とカンファレンス</li> </ul>	300分	講義・演習
3 実習				
(1) 職場実習の課題設定	認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切にアセスメントを行い、課題と目標を明確にした上で、ケアの実践に関する計画を作成することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場実習のねらい</li> <li>・対象者選定</li> <li>・課題設定</li> <li>・4週間の行動計画の作成</li> </ul>	240分	講義・演習
(2) 職場実習（アセスメントとケアの実践）	研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメントの内容をもとに、認知症の人の生活支援に関する目標設定、ケア実践計画及びケアの実践を展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習の準備</li> <li>・実習の開始</li> <li>・報告準備</li> </ul>	4週間	実習
(3) 職場実習評価	アセスメントやケア実践計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し職場および自己の認知症ケアの今後の課題を明確にすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場実習報告</li> <li>・ケア実践計画の評価</li> <li>・職場への報告と展開</li> </ul>	180分	講義・演習

(3) 認知症介護実践リーダー研修

講義・演習31時間(1,860分)

実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ420分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割とこの研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を認識し、研修における学習目標を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践リーダーの役割</li> <li>・実践リーダー研修の概要</li> <li>・実践リーダーとしての課題の明確化</li> </ul>	90分	講義・演習
2 認知症の専門知識				
(1) 認知症の専門的理解	一人の「人」としての理解を踏まえつつ、行動の背景の一つである認知症の病態を理解し、ケアができるよう、最新かつ専門的な知識を得る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に関する理解</li> <li>・原因疾患別の捉え方のポイント</li> <li>・医学的視点に基づいた介入</li> <li>・認知症を取りまく社会的課題</li> </ul>	120分	講義・演習
(2) 施策の動向と地域展開	認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画でできる知識を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症施策の変遷</li> <li>・認知症施策の動向と認知症施策推進大綱の内容</li> <li>・地域における認知症ケア関連施策の展開</li> </ul>	210分	講義・演習
3 認知症ケアにおけるチームマネジメント				
(1) チームケアを構築するリーダーの役割	チームの構築や活性化のため、チームリーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることを自覚する。次に、チームにおける目標や方針の設定の必要性を理解し、目標をふまえた実践の重要性と展開方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームの意味や目的、種類</li> <li>・チームの構築及び活性化するための運用方法</li> <li>・チームの目標や方針の設定と展開方法</li> </ul>	180分	講義・演習

(2) ストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして介護職員等のストレスの緩和やメンタルヘルスのマネジメントを実践することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームにおけるストレスマネジメントの意義と必要性</li> <li>・ストレスマネジメントの方法</li> </ul>	120分	講義・演習
(3) ケアカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、ケアカンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームケアにおけるケアカンファレンスの目的と意義</li> <li>・ケアカンファレンスを円滑に行うためのコミュニケーション</li> <li>・効果的なケアカンファレンスの展開</li> </ul>	120分	講義・演習
(4) 認知症ケアにおけるチームアプローチの理論と方法	多職種・同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアにおけるチームアプローチの意義と必要性（まとめ）</li> <li>・認知症ケアにおけるチームの種類と特徴</li> <li>・施設・在宅での認知症ケアにおけるチームアプローチの方法</li> </ul>	180分	講義・演習
4 認知症ケアの指導方法				
(1) 職場内教育の基本視点	認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度を学び、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解し、職場内教育の種類、特徴を踏まえた実際の方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成における介護職員等のとらえ方</li> <li>・指導者のあり方の理解</li> <li>・人材育成の意義と方法</li> <li>・職場内教育の意義</li> <li>・職場内教育（OJT）の実践方法</li> </ul>	240分	講義・演習
(2) 職場内教育（OJT）の方法の理解	介護職員等への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場内教育（OJT）における指導技法</li> <li>・指導における活用と留意点</li> </ul>	240分	講義・演習

(3) 職場内教育(OJT)の実践	これまでに学習した認知症ケアに関する指導技術について、食事・入浴・排泄等の介護、行動・心理症状(BPSD)、アセスメントとケアの実践などの具体的場面において、どのように活用していけば良いか、演習を通じて体験的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事・入浴・排泄等への介護に関する指導計画(事例演習)</li> <li>・行動・心理症状(BPSD)への介護に関する指導(事例演習)</li> <li>・アセスメント及びケアの実践に関する計画立案の指導方法(事例演習)</li> <li>・自己の指導の特徴の振り返り</li> </ul>	360分	講義・演習
5 認知症ケア指導実習				
(1) 職場実習の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等の認知症ケアの能力に関する評価方法の理解</li> <li>・介護職員等の認知症ケアの能力の評価方法の立案</li> <li>・実習計画の立案</li> </ul>	240分	講義・演習
(2) 職場実習	研修で学んだ内容を生かして、職場の介護職員等の認知症ケアの能力の評価、課題の設定・合意、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケア能力の評価と課題の設定・合意</li> <li>・指導目標の立案方法の理解</li> <li>・指導目標に応じた指導計画の作成</li> <li>・指導計画に応じた指導の実施</li> </ul>	4週間	講義・演習
(3)結果報告	職場実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケア指導の実践方法に関する自己の課題の整理と考察</li> <li>・認知症ケア指導に関する方向性の明確化</li> </ul>	420分	講義・演習
(4) 職場実習評価				